

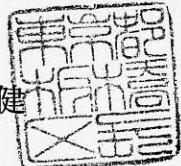


23板資環第254号
平成23年10月13日

板橋区議会公明党様

板橋区長 坂本

健



板橋区の放射線対策の充実を求める緊急要望について（回答）

平成23年9月7日付で、貴党から要望のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

担当部署 資源環境部環境保全課

板橋区の放射線対策について

1 放射線量の暫定基準値の明確化

6月に特別区長会から国に対して、放射線量の安全基準値の早急な策定について要望している。

また、国においても、除染対象となる地域や汚染状況の調査地点の指定要件について検討が行われているので、現在のところ区独自の基準値は設定しない。ただし、国際放射線防護委員会の平常時における年間積算放射線量である1ミリシーベルト以下を目安として対応していきたい。

2 暫定基準値を超えた場所の除染

6月に特別区長会から国に対して、安全基準の策定や安全基準値を超えた場合の対応策を示すことなどを要望している。

今後の区による測定の結果、年間1ミリシーベルトを超える可能性があれば再度測定を行い、必要な場合、洗浄や表土の除去、表面と下の土の入替え等の対応策について検討し実施していく。

なお、今後、国において新たな基準等が示された場合には、示された国の基準に従うものとする。

3 学校の健康診断、幼児の母子健康診査等での甲状腺検査

幼児の母子健康診査においては、甲状腺のある頭頸部を含む全身の視触診が含まれている。今後ともこれらの健診に取り組んでいく。

また、その際に異常が発見された場合は、専門医に紹介していく。

学校の健康診断時における甲状腺検査については、学校保健安全法に規定され年度当初に実施される児童生徒の定期健康診断において、内科学校医による甲状腺の視触診を行っている。

内科学校医による視触診の結果、万が一異常が見受けられた場合には、保護者へ「健康診断の結果のお知らせ」を通知し受診勧奨を行い、受診した結果の連絡票を学校に提出してもらい受診後の医師の所見を確認している。

4 校庭、砂場、通学路の排水溝、公園など、子どもが利用する施設の定期的な放射線の計測実施

区内5地区でモデルケースを選定し、排水溝、植え込みなどの詳細な測定を実施する。測定は、環境保全課と所管課で行い、結果についてはHP・広報いたばしで公表する。

さらに、区立小中学校、幼稚園、公私立保育園の校庭、園庭、砂場で再度測定を行い、区立公園については、学校等の実施状況をみて対応する。

5 学校・幼稚園・保育園の給食食材に関して、放射能サンプル調査の実施

区立小中学校、保育園、福祉園でサンプリング調査を行う。

6 広報紙への計測した実測値の公表

測定結果については、広報いたばしに掲載する。

7 地域住民からの要望に対応した行政側の計測

町会・自治会、P T Aなどの公共的団体から要望があれば、関連各課と日程等を調整のうえ、区立学校や区立公園などの公共的な場所の測定を実施する。

8 ガイガーカウンターの購入及び諸団体への貸し出し

ガイガーカウンターなどの放射線測定機器については、廉価なものから高額なものまで販売されているが、測定値の信頼性から一定水準以上の機器が必要である。

測定機器が精密機器であり慎重な取扱いが必要なこと、測定数値にはらつきがあり統計処理が必要なことなどの課題があり、新たに購入し、貸出しする考えはない。